

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会 議 年 月 日	令和7年3月12日（水曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後3時32分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出 席 委 員 （8名）	委 員 長 石田憲太郎 副委員長 中山 明保 委 員 柳 大地 水口 誠 金田 靖典 西村紳一郎 長坂 則翁 砂田 典男		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	参事兼調査係長 遠藤 全 議 事 係 主 任 橋本 圭司		
出 席 説 明 員	【経済観光部】 経 済 観 光 部 長 大野 正美 次長兼経済・雇用戦略課長 渡邊 大輔 経済・雇用戦略課課長補佐 岩崎 勝紀 経済・雇用戦略課地域経済係長 保崎 克巳 経済・雇用戦略課雇用政策係長 鈴木 元気 スマートエネルギータウン推進室長 大角真一郎 経済・雇用戦略課スマートエネルギータウン推進室主査 保木本 淳 次長兼企業立地・支援課長 福山 博俊 企業立地・支援課参事 田中 英利 企業立地・支援課課長補佐 能勢 光介 企業立地・支援課誘致・振興係長 山根 裕史 観光・ジオパーク推進課長 平井 宏和 観光・ジオパーク推進課参事 中本 恵 観光・ジオパーク推進課課長補佐 川口 隆 観光・ジオパーク推進課観光振興係長 岩田 宜真 経済観光部参事 川口 泰弘		
	【農林水産部】 農 林 水 産 部 長 坂本 武夫 農 政 企 画 課 長 増田 泰則 農政企画課課長補佐 蔵増 達弘 農政企画課担い手支援係長 高橋 誠 農政企画課生産振興係長 清水 保朝 農政企画課鳥獣対策係長 瀬戸川善一 林務水産課課長 山田 泰弘 林務水産課課長補佐 西谷 直之 林務水産課主査兼水産漁港係長 藤木 保州 次長兼農村整備課長 長石 良幸 農村整備課課長補佐 大和谷雅人		
	【農業委員会】 事 務 局 長 川口 悦代 局 長 補 佐 広谷 英之 農 地 係 長 堀 春樹		
傍 聴 者	なし		

会議に付した事件	別紙のとおり
----------	--------

午前 9 時 57 分 開会

◆**石田憲太郎委員長** 皆さんおはようございます。多少時間早いようでありますけども、全員おそろいのようにありますので、ただいまより文教経済委員会を開会いたします。2 月定例会もいよいよ佳境となりました。皆さんよろしく願いいたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、経済観光部の追加提案も含めました議案審査と陳情審査、報告を受けた後、令和 7 年度当初予算の質疑を行います。その後、農林水産部・農業委員会についても同様に進めてまいります。なお、令和 7 年度当初予算関係議案につきましては予算審査特別委員会での審査となっております。委員長の宣告により文教経済委員会と文教経済分科会を切り替えますので御承知おきください。明日の教育委員会も同様に進めてまいりますのでよろしくお願いします。

【経済観光部】

◆**石田憲太郎委員長** それでは経済観光部の審査に入ります。初めに大野部長に御挨拶をいただきます。大野部長。

○**大野正美経済観光部長** 皆様おはようございます。経済観光部でございます。本日も議案の御審議のほどよろしくお願いをいたします。本日の委員会では補正予算の追加提案といたしまして道の駅の除雪経費を上げさせていただいております。また、報告事項といたしまして 1 件ございます。まちなかビジネス・コミュニティ再生プランの策定についてということで報告をさせていただきます。これは当初予算にも新規事業として上げさせていただいております、まちなかビジネス・コミュニティ拠点整備事業、これの前提となるものでございます。このたびプランがまとまりましたので、後ほど担当課より概要について説明をさせていただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

◆**石田憲太郎委員長** それでは議案審査を行ってまいります。

議案第 55 号鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆**石田憲太郎委員長** 議案第 55 号鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。金田委員。

◆**金田靖典委員** おはようございます。お世話になります。頂いた資料の温泉利用料の改正の現状と条例改正の理由というのを読ませてもらったんですけども、これ令和 6 年から 10 年までの指定管理を昨年、たしか 6 年度ですから始まったばかりなんですけど、そのときの資料を見るとね、これ平成 27 年から平成 30 年の間マイナスで計上されているんですけども、昨年の指定管理のときの予算書を見ると、コロナの関係で除外されているけども、その間が 500 万、600 万と実は黒字になっているんです。それで、コロナだから大変だったのかなと思いきや、実は

黒字だって頑張ったとられたというのが1つあるんですけど、それがこっぴり1つ抜けているんですね。

それともう1つお尋ねしたいのは、ここの理由の中に自動制御滅菌機及びサウナ設備の更新というので792万円と770万円が計上されているんですけども、その修繕に関して来年度予算、7年度予算、6年度予算でどこに計上されているのか教えてください。以上、2点を取りあえず。

◆石田憲太郎委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課、平井です。1点目のお尋ねに關しまして、コロナ禍、説明にもありましたように、この資料のほうではコロナ禍の収支がここ除外してあります。それで、ちょっと上にも書いておりますけども、令和2年、令和4年のコロナの間はですね、実は鳥取県さんがやっておったWe Love鳥取キャンペーンというような、いわゆる割引をしながら利用の促進を地元の施設、これ県下全体、山陰にまで波及したようなキャンペーンをやったんですけども、そういった利用の需要が大きくなって、この令和2年、3年、4年辺りというのは、おっしゃるとおり、黒字に転換しているというのは事実でございます。

それで、やっぱりそのキャンペーンが切れて、通常のサイクルに戻った令和5年、これは皆様御存じのとおり4万1,000の経常損益になっておりますけども、5月にあったレジオネラの検出が影響したものと我々としては推察をしているような状況でございます。それで、2点目の自動制御滅菌機の予算要求、これは令和6年度の、これいずれも、両方とも観光施設特別会計のほうの温泉施設管理費のほうに予算を計上しておりますので、令和7年度もこのたびのこのサウナの設備更新に係る770万というのを7年度の当初の特別会計のほうに計上をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ありがとうございます。そうなんです。レジオネラが出て休業になったなというの、ちらっと覚えていたもんですから、そのときにはこの滅菌機の改修というのはしなかったということですかね。

◆石田憲太郎委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課、平井です。実はここにも言葉で導入と書いておるんですけど、そもそも自動滅菌機というものがなかった状況の中で発生したレジオネラ菌の事案だったということで、今回新たにこの令和6年度の予算にこういう自動滅菌機、制御滅菌機というものを新たに導入をするというような立てつけになっております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 いずれにしてもその事故が起こったから自動滅菌機を入れなければならない、それからサウナも更新もしなければならないということで、特に地元の利用が非常に多いもんですから、それは当然必要な利用、あれだろうなと思うんですけど、ただ、指定管理の仕様書を見ると250万を超える大規模な修繕に関しては市のほうが負担するってことになっているん

でね、ここに出てくる、要するに条例改正の理由には該当しないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですかね。

◆石田憲太郎委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課、平井です。おっしゃるとおり導入とか、設備の更新という部分に関してはここにありますように市が負担をしてやるということには当然なってきますけども、ここにも書いてありますとおり、新たなやはりこの導入に伴って年間の維持管理として保守点検とか、例えば自動制御滅菌機に関しては薬品代というものが必要になってきますので、そういったところのいわゆる新たな管理経費分、それからここにあります維持管理としてやっぱり電気料金等の物価の高騰とか人件費等も含めたところで条例の改正の理由とさせていただくというふうな状況でございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 では、改めて確認させてください。ということは、この運営費の中には要するに設備の関係は入ってない。それを運営するための保守点検、薬品代等々が入っている、運営費の中だということの理解でいいんですか。

◆石田憲太郎委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課、平井です。おっしゃるとおりで基本的にこの施設というのは利用料金で賄う施設になります。それで、おっしゃられた導入に係るこの高額な経費というのは市のほうで当然負担はしますが、資料にあります保守点検、薬品代というのは利用料金のほうで賄っていくという考え方に立って今後の維持管理を行うものでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 設備の導入も条例改正の理由の中に上がっていたものですから、それはどうかと思ったわけです。それで、合併以来、読んでみると消費税で 2 回しか上がってない。もう 20 年もたつのに料金が上がってないということに、ちょっと僕のほうで驚いたような次第なんです。それで、人件費もこれだけ高騰しとる、維持管理も高騰しとるんだけど、ちょっとそこでどうなんかなと思ったものですから質問させていただきました。はい。ありがとうございました。

◆石田憲太郎委員長 そのほか質疑はございませんか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 物価高騰、あるいは人件費、設備類の更新、新たな管理費、それなりに理解はしたいと思うんです。ただ、例えばその温泉施設内の設備面からいったら確かにぽかぽか温泉なんか高いんだけど、内容が全然違いますよね。だから、それはそれとしてあれなんです、問題はこの 5 ページに書いてある市民生活への影響、説明資料の 5 ページの市民生活への影響で、ホットピアは独自の割引チケット 2 種類設けていますよね。設けとるんですよ。期限付の回数券と無期限、いつでも結構よというのと 2 種類あって、それぞれ料金が当然違いますよね。期限付が 3,500 円ですか、10 枚が。それで、期限なしのほうで 4,000 円。じゃあ、ここに説明された資料っていうのは新たに現行 440 円、それを 550 円にしますよと、それで、子どもについては 220 円、280 円、これはこれとしていいんですけども、それじゃあ、割引チケットの 2

種類の販売価格はどうなっていくんですか。説明資料に全くないですけど、なら変更ないんですね。現行料金でいくという理解でいいですか。

◆石田憲太郎委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課、平井です。当然この議案をいただいた、御承認いただいた上での最終決定にはなりますけども、基本的に長坂議員さんが言われたように、この2種類の独自の割引チケットの販売は、継続はするんですけども、価格は当然やっぱり変わってきます。今おっしゃられた現行のまず4,000円で販売しているチケットに関しては、基本的に今回5,500、10枚で1セットになっていますので、通常であれば5,500円になるところを一応5,000円での販売を検討しているというふうにはちょっと伺っておりますし、もう1つ言われたのが、多分いい風呂の日のキャンペーンの分だと思うんです。ちょっと安いやつがありますんで、そちらが基本的には今、現行のところを3,500円で多分販売していると思いますけど、これを一応4,400円ぐらいの販売で検討していこうというような考え方に立っているというふうには伺っております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 ということは、あえて質問して答えられた。説明資料にそこら辺りも独自にやっておる、その回数券の割引チケットについても当然それに連動して料金改定こうこうなりますよというものを説明資料に加えないといけんじゃないですか。どうですか。

◆石田憲太郎委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課、平井です。おっしゃられるとおりだと思いますけども、すみません。まだいずれにしてもこう施設内での検討、これ実はこの割引チケット以外にも独自の例えばJAFさんのカード割引だとか、いろんな割引をホットピアさん、適用さしておられますんで、そういったところとの調整も含めて当然行っていく必要がありますので、資料にちょっと全く記載のなかったところでは御指摘のとおりだと思いますけども、そういった割引全体に係るサービスの内容というものをまさにこの議決も踏まえながら、決定していこうとしているような段階でもございましたので、ちょっとその点だけはちょっとお詫びをさせていただきます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 実は、今、ホットピアは玄関に自動車が突っ込んで2週間臨時休業しておるんですよ。実はこの回数券を使っておられる皆さんの声として、締切りが、期限がたしか11月の25日だったかな、その期限付のほうか。とするならば、2週間臨時休業されるのであれば、当然期限付のチケットの利用者については2週間延長してもらわなければならないのかな、そこら辺りはどうなんですかという問合せがあったんですよ。どうですかお答えください。

◆石田憲太郎委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課、平井です。正直なところちょっとそこに関しては今、答えは、我々も施設側の見解をちょっと持ち得てないのが状況です。ただ、議員が今、おっしゃられた、確かに、これ今年の元旦に発生した事故による今の修繕になっております。当然玄関とか天井や床、かなりの損傷がありまして、今、議員がおっしゃら

れたように、3 月 9 日から 19 日までの一応、今、休館をして、今、言った復旧工事を保険会社のほうの作業のほうでやっていただいとすることでございます。それで、当然ちょっとそういった期限の話に関して適用ができるかどうかというところの今、答えは持ち合わせてはないんですけども、そこは施設側に実際議員さんのほうにもそういう声が購入者から上がっているということを踏まえて、どのように対応されるかというのは所管課として確認をさせていただきたいと、そのように考えております。以上です。

◆**石田憲太郎委員長** そのほかございますか。よろしいですか。それでは以上で質疑を終結します。それでは討論に入ります。討論はありませんか。金田委員。

◆**金田靖典委員** 先ほども申し上げましたとおり、合併以来、ここが値上げをしてないということに甚だ見識不足と驚きを持っておりますけども、先ほど言いましたように、6 年度からせっかく指定管理になった段階だったもんですから、何でそのときに、そういうことも踏まえて、当然その時期にはいろんなこともあったはずなのに、指定管理がまだ 1 年目が終わらないうちにこういう形で料金改定というのはいささかいかかなものかと、以前にもどこかがこんな指定管理が決まった後に、料金改定ってなことありましたから、やっぱそこはきちっとその経営的な見通しも持ちながら、それから特にこの施設とっても地元の方、気高郡内全域ですけどもが、とっても楽しみに使ってもらえる施設ですんで、そういう面でもそういう機会、そういうタイミングでの検討なり、長期的な経営計画が必要なんじゃないかなと思いますので、以上を持ち、その値上げに関しては反対させていただきます。以上です。

◆**石田憲太郎委員長** そのほか討論はございますか。よろしいですか。西村委員。

◆**西村紳一郎委員** あらゆることが物価高騰でありますし、運営費はその温泉館が持つということになれば、このたびの条例改正は適正かというふうに思います。ということで賛成の立場でございます。

◆**石田憲太郎委員長** そのほか、委員の皆様ございますか。ございませんか。それでは以上で討論を終結します。これより議案第 55 号鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆**石田憲太郎委員長** 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）について（説明・質疑・討論・採決）

◆**石田憲太郎委員長** 続きまして追加提案分の議案審査を行います。議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。執行部より説明をお願いします。平井課長。

○**平井宏和観光・ジオパーク推進課長** 観光・ジオパーク推進課、平井です。そうしますと委員会資料の 5 ですね、それから追加補正の所属別事業一覧の 3 ページのナンバーの 4 ということになります。鳥取市道の駅管理運営費、補正額が 11 万 8,000 円となります。こちら冒頭、部長の挨拶にもありましたとおり、2 月の寒波による降雪に伴う道の駅西いなば気楽里の除雪費と

いたしまして、2月補正先議分に増額の計上をしました35万7,000円と、今回の2月の降雪対応を含めた総除雪経費の差額11万8,000円を計上させていただくものでございます。説明以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 ただいま説明をいただきました。それでは本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 1点だけ確認したいんですけども、これは気楽里の関係ですけども、白兔とか河原の関係というのはどうなっておるんですか。

◆石田憲太郎委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課、平井です。河原の道の駅及び白兔の道の駅に関しては、特に今回もそうなんですけど、駅舎の一番前の広い駐車場に関して、国が管理する区域になりますので、国のほうで除雪を行っておるのが現状でございます。それで、あと、河原辺りでいくと大型の駐車場というのがちょっと離れたところにあると思うんですけども、あそこは市が市道の管理の一環として除雪を行っていると。これは多分道路課のほうの都市整備部局のほうが行っているということでございますし、白兔のほうの第2駐車場というのが集落側のほうにあると思うんですけども、そこは一応市が、我々所管の観光・ジオパークのほうで除雪をすることにはなっておるんですけども、道の駅の管理者とも相談する中で、まずはこの冬の時期というのは第2駐車場まで埋まることがないので国交省が管理しているその除雪のみで一応対応してきているという今、状況でございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 そのほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆石田憲太郎委員長 それでは以上で質疑を終結します。討論に入ります。討論はございませんか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

陳情

令和7年陳情第3号

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情について（質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 それでは続きまして、陳情審査に入ります。令和7年陳情第3号最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。本陳情につきましては前回の委員会から今日の委員会のほうに引き継いでいるという状況でございます。改めての意見も含めて本陳情につきまして委員の皆様より御意見をお願いしたいと思えます。もしあれでしたら、後半の委員会にということで御意見ありました金田委員さんのほうからいただいても、どうでしょうか。どなたからでも結構ですけども。金田委員。

◆金田靖典委員 この前、後半のほうにということで会派内でも検討しました。もうこれは最低

賃金のことは今、全国的な話題、課題にもなってますし、このたびいただいた先取りしたらいいけれども、これを見て驚いてしまったのが、13 ページの給与のところですね、東京の半分なんだというのが、どの業種を見てもすごい賃金差なんだなというのを改めて思い知りまして、これやっぱり最低賃金を早急に全国一律引き上げるというのは大事だなということで会派のほうではまとめましたので報告させていただきます。以上です。

◆**石田憲太郎委員長** そのほかの委員の皆様、御意見はございますでしょうか。ございませんか。水口委員。

◆**水口 誠委員** 前半の委員会でも、この件に関しましては申しましたんですが、この意見書の内容については、国もその方向で進んではおるんですけども、公明党もこの件に関して 5 年以内というようなことで話も進んでおりますし、この全国一律制度に改正することについては、それなりにそういう方向になっていけたらいいなと思います。しかし、この最低賃金を直ちにということでもありますけども、ある程度のこの時間というのがやっぱり必要だということで、この 1,500 円を実現し、1,700 円を目指すことということに関しましては、ちょっとこの意見書提出には賛成しかねるところであります。そういった理由で提出には反対という立場で意見を述べさせていただきます。以上です。

◆**石田憲太郎委員長** そのほかの委員さんでございませんか。それでは以上で意見は終了といたしまして、それでは討論、採決に進めたいと思います。討論に入ります。討論はございませんか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 先ほど申し上げましたように、特に県境をまたいで兵庫に行くと 100 円の賃金が違うというようなことで、ところがローソンで買物しても、新温泉で買ってもこっちで買っても変わらないわけですから、やっぱり全国一律で早急に引き上げることが大事だなということと、もう 1 つは、この陳情の中で取り上げていますね、中小企業、小規模事業所、ここへやっぱりきちっと支援をして、その財源を確保するということが大事なことだろうなと。それであれば、今、春闘が 5 %、6 %というような形で言われていますけども、結果的にはその賃金格差広がる一方ですんで、そこはきちっと中小企業、小規模事業所をきちっと国が支援しながら最低賃金を確保するということが大事だろうなと思いますので、同意を持って賛成したいと思います。以上です。

◆**石田憲太郎委員長** そのほか討論ございませんか。水口委員。

◆**水口 誠委員** 先ほども言いましたけども、この労働者の生活を支えるため最低賃金、これ直ちに引き上げるということは非常に難しいのではないかなということもあります。国もこの最低賃金に関しましては上げていく方向でありますし、本県も少しずつではありますけども、この最低賃金については上がってきておりますし、この直ちにという部分に関しまして、この同一にするという部分に関しましては反対であります。以上です。

◆**石田憲太郎委員長** そのほか討論ございますか。西村委員。

◆**西村紳一郎委員** 反対の立場で討論いたします。国のほうも物価上昇に見合う賃金上昇ということで既に取組をされておりますし、中小企業が多い中、一定のその賃金アップということになれば中小企業の経営逼迫ということが想定されるわけでございます。国は既に取り組んでい

るということで意見書提出を反対します。

- ◆**石田憲太郎委員長** そのほかございますか。よろしいですか。それでは以上で討論を終結いたします。これより令和 7 年陳情第 3 号最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情の採択に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

- ◆**石田憲太郎委員長** 挙手小数と認め本陳情は不採択とすることに決定しました。それでは不採択理由について御確認いただきたいと思いますが、不採択理由はいかがいたしましょうか。今、御意見が出た反対の意見の中では、直ちに 1,500 円の引上げは難しい、困難だというような御意見、また、国のほうとしては 1,500 円に向けて取組を進めているというような反対理由があったかと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、今、申し上げさせていただいた内容で事務局のほうと検討をし、明日の委員会のほうで確認をさせていただこうと思いますのでよろしく願います。

報告

鳥取市まちなかビジネス・コミュニティ再生プランの策定について

- ◆**石田憲太郎委員長** それでは続きまして報告に入ります。鳥取市まちなかビジネス・コミュニティ再生プランの策定についての御報告をお願いします。福山次長。

○**福山博俊次長兼企業立地・支援課長** おはようございます。企業立地・支援課、福山です。それでは私のほうから説明をさせていただきます。鳥取市まちなかビジネス・コミュニティ再生プランの策定についてということですが、これについては去る 12 月議会において、この途中経過ということでこういったプランの策定を進めておりますというお話をさせていただきました。そういったこともありますので、委員の方の中に重複する内容になる部分もありますが御容赦ください。一応資料としてつけております横向きの 1 枚ものと、あと、プラン本体のこれ最終案です。これを皆さんに配布をさせていただいております。

改めてこの策定の背景ということで 3 点ほど上げております。1 つは、何といたってもこの高齢化・人口減少、特に若者の流出という部分です。これに対しては、やはり若者が働きたいと思うような企業の誘致、あるいは起業・総業支援などによって仕事をつくっていく、こういったことが必要じゃないかなという認識です。2 つ目に、何といたっても中心市街地の衰退という部分です。御存じのように地価公示価格は全国の県庁所在地の中で唯一鳥取市が下がり続けているというような状況になっております。改めて空き店舗とか空きビル、こういったいわゆる既存ストック、こういったものを、あるものを活用して、うまく活用して企業誘致であるとか、先ほど言いました仕事づくりに生かしていくということが必要ではないかという認識です。そして 3 つ目、御存じのように駅周辺の再整備の動きが今、始まっております。やはりこれを単なる駅周辺の整備だけに終わらせるんじゃなくて、こういった動きと連動しまして、人々が、市民もあるいは県外からの方も含めて駅周辺エリアを訪れる動機・目的、こういったところをつくる必要があるではないかという認識になります。

次に 2 番で策定の経過であります。策定の経過としては、まず 3 つ上げておりますが、1 つ

は、まずもってプロジェクトチームをつくりまして、構成としては鳥取県それから私ども鳥取市、そして鳥取市中心市街地活性化協議会、これに若手の経営者などをメンバーとしまして、こういったチームにおいて検討を実施してきております。それで、2つ目に、その検討の過程の中で、実際に鳥大あるいは環境大の就職担当の職員さん、あるいは学生、あるいは地元の若手の経営者の方々にヒアリングなりを実施をしてきております。

そして3つ目で、都市部の企業サウンディングということで、実際に都市部の企業さん、特に地域課題解決型企业、これ予算総括質疑の中でも上杉議員さんのほうから地域課題解決型企业って何だというような御質問をいただきました。こういった企業を実際に鳥取に招きまして、それで市内の現況なりを見ていただく中で、実際にこの鳥取に進出していただけるかどうかというようなことも実施をしております。こういったことを踏まえて策定を進めてきたものです。

それで3番の基本的な方向性ということでそこに記載しております。改めて中心市街地に働く場をつくる、そういうことで若者あるいはクリエイティブな人材を中心に、新しい人の流れを創出する、そういったことでエリアの価値を高め、そこに民間投資の呼び込みを行っていききたいと、そこにつなげていきたいということです。

それで、具体的には4つの柱を上げておりまして、まず1つは、何といても企業誘致。その中でも先ほど少し言いました都市部の地域課題解決型企业などを中心に誘致を行っていく、いわゆるサテライトオフィスのようなイメージであります。小規模なんだけども、実際にその県外企業さんの拠点となるもの、そういったものを誘致していきたいと。併せて、その地域課題解決型企业ですので、実際に誘致だけ、拠点をつくってもらっただけじゃなくて、この鳥取地域が抱える課題の解決も同時に図っていききたいというものです。

それで2つ目に企業・創業支援。チャレンジする若者を中心にサポートを行っていくということで、それによってまちの新陳代謝を促進したいと。その中で次世代の育成も図っていききたいということです。それで3つ目に地元企業変革。これは先ほど言いました都市部の誘致企業、それと地域の地元の企業さん、特に成長していきたいという若手の経営者さんを中心に、こういったところに関わる、つなげる機会を設ける、そういったことで新たな連携の取組とか、あるいはこの地元企業さんの変革、特に働き方改革とか、あるいは先ほどの給与のアップとか、そういったことを促進していきたいということです。

それで最後に転職なき移住ということで掲げております。先ほど申しました都市部のリモート勤務導入企業、こういったところもかなりあります。こういうところと連携をしまして、鳥取にいながら都市部なりの企業に就職する、あるいは都市部で働いていた鳥取出身の方がこっちに帰るに当たって、何らかの事情で鳥取に帰る、その場合に退職せずに引き続きその企業で働き続ける、そういったことができるようにそういった環境も整備をしていきたいということでもあります。最後に今後の取組ということでそこに記載しております。想定ではありますが、まず、今年度は、今お話ししましたこのプランを最終的に関係者ヒヤリングなどで微調整を加えてプランとして最終的に確定をしたいと思っております。その上で、このプランに基づいた取組の拠点となる施設、これを7年度に整備をしたいということで7年度当初予算の中にこの必要な経費を要求をさせていただいているところです。そして、8年度から官民連携による拠

点施設の運営を開始したいということで考えております。

そしてプラン本体のほうであります、少し簡単にお話をしますと、今、お話しした流れの中でこういった形でプランとしてまとめておりますが、特に、例えば調査の部分でいきますと、12ページのところに調査⑤ということで、鳥取県内の若者の地元回帰志向ということで記載しております。これちょっと少し古い調査になって大変申し訳ないんですが、県外大学生、鳥取県出身者の7割がUターンを考えているんだけど、一方で、最終的には約3割ぐらいが県内就職を予定しているということで、そこに4割のギャップがあると。それで、その県内企業の就職を考えなかった理由ということで、そこに幾つか上げていますが、就きたい仕事なかったとか、知識や資格を生かせる企業なかった、あるいは給料が低く魅力がなかったというようなことが上がっております。こういったことも踏まえてこのプランということになります。

それから13ページには鳥取県の給与ということで、先ほど最低賃金のお話がありましたが、そこを見ていただきますと、東京都と比べますとかなりな格差があるということで、特に18ページ、19ページにこの調査のまとめということで記載しておりますが、18ページの真ん中辺りに東京都との比較において、給与が鳥取県が21万9,000円に対して東京都が42万、参考として島根県が28万ということで、こういったところを我々としても本当に危機感をもって取り組んでいかないといけないんじゃないかなというふうに考えているところです。

そしてこういった調査のまとめを踏まえて、先ほど申しましたが、22ページにプランの方向性ということで先ほど申しました4つの柱を掲げております。そしてすみません。飛びますが36ページからが、じゃあ、このプランを推進するに当たってどういった取組をしていくのかという中に、先ほど言いました拠点施設の整備というものが出てきます。39ページに、これあくまでもこれは現時点でのイメージ、これは他県の例を参考にこういったイメージというものを掲載をしているところです。他県においてはやはりこういったインキュベーション施設というのはかなり多くありまして、特に最近では北九州であるとか、そういった北九州などがかなりスタートアップの支援、企業創業支援、若者支援ということで、県外企業さんと連携しながらやって大学とも連携しながらやっているということがあります。こういったところを見習いながら、参考にしながら鳥取市においてもこういった動きを進めていきたいということでございます。説明長くなりましたが以上です。

◆石田憲太郎委員長 ただいま御報告いただきました。それでは委員の皆様から質疑、また、御意見などございましたら挙手願います。長坂委員。

◆長坂則翁委員 福山次長、ちょっと教えていただきたいんですけど、この3ページの策定の背景の中に、中心市街地の衰退ということであって、事業所数、従業員数、商店街、年間販売額などが減少だということだけでも、具体的にどの程度の減少なんですか、例えば数字の一覧表でもつけてもらったら非常に分かりやすいんですけど、どの程度、実際、例えば10年前と現在と比較してどの程度減少しとるんですか。

◆石田憲太郎委員長 福山次長。

○福山博俊次長兼企業立地・支援課長 長坂委員さんからの質問ですけども、すみません。今、

即答できるデータを持っておりませんが、データについては、今の中心市街地活性化基本計画っていうのがあります。4期計画ですけども、この中の今の現状分析のところから導いておりますので、また後ほどその資料をまた提供させていただきます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 そういった分かりやすい数字上の現状こうなんですと、以前と比較してこうなんだと。だから、それをまた後ほどでも資料をください。新年度事業で、新規事業で上がっておるものですから、そちらのほうで議論をすればいいと思うんですが、これは総括質疑でもあったかと思うんですけども、この同じく3ページの企業誘致の関係で、私自身がいまいち理解あまりできてないものですから、その都市部の地域課題解決型企業、こういった企業をイメージすればいいんですか、地域課題解決型企業ってというのは。教えてください。

◆石田憲太郎委員長 福山次長。

○福山博俊次長兼企業立地・支援課長 企業立地・支援課、福山です。この地域課題解決型企業ということで、こういったものかということではありますが、総括質疑の中でも少し御紹介しましたが、基本的には簡単に言いますと、通常は、企業というのは基本的には利益を上げるためにあるわけですけども、それだけではなくて利益を得ながら同時に地域で課題となっていることも一緒に解決する、両方を狙っていくっていう企業のこと、いわゆるゼブラ企業というふうに言われております。ユニコーン企業というのとゼブラ企業という言い方をされるんですが、例えば地域型解決、地域解決って何だということですけど、環境であるとか、あるいはもっともっと具体的に言いますと、空き家の増加の問題であるとか、あるいは生活交通の問題であるとか、あるいは先ほどの働き方改革もありますし、子育て支援であるとか、そういった課題をビジネスの手法でボランティアとかでなくて、そこにちゃんと収益が上がるような立てつけでやっていこうというのがその地域課題解決型企業というものです。

それで、今のイメージとしては、そういった県外、特に都市部にそういった企業がありますので、今先ほど申しました拠点の中にサテライトオフィスが設けられるような部屋をつくって、そこに入っていただくと、そこで地元の企業なり我々行政と一緒に、じゃあ、こういう課題を解決するにはどういうシステムがあればいいかとか、そういったことも一緒にやっていく中で課題解決のための具体的な事業をやっていくというような、そういったイメージで考えているところです。以上です。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 確かに今、話があったように、それはそれとして理解はするんだけど、じゃあ、手応えっていうんか、可能性っていうんか、取り組んだけれども結果何らそういった企業が見つからなかったということにはならないと思うんですよ。今、どこらへん辺りまでアプローチをしておられるんかどうかわかりませんよ、そこはしっかり、その辺は見通しも含めて十分考えた中で取組だという理解でいいですね。

◆石田憲太郎委員長 福山次長。

○福山博俊次長兼企業立地・支援課長 企業立地・支援課、福山です。実は既に、まだ当然予算の議決まだですので、この拠点施設ができるかどうかまだ不確定ではありますが、既に我々も

先ほども言いましたが、実際にこちらに招聘して、現状を見てもらったりっていうことも含めて、誘致活動を既にやっております。それで、あくまでも予定ですけども、こういった拠点もできますので、ぜひ鳥取市に来てもらって、我々と一緒に課題解決やってもらえませんかということで、声かけなりやっております、一応、今、数社からそういったところができるのであれば、進出も検討したいというようなこともいただいておりますし、今回の予算の中で、実は拠点整備と併せて、事前に、これも都市部の企業さんと連携しての取組になると思いますが、事前に都市部なりでPR活動というプロモーションもやっていくと、同時並行で7年度は拠点整備とその事前のプロモーションも一緒にやっていく予定しておりますので、その中で、予告として鳥取にはこういった課題もあって、それで、課題解決するためにこういった拠点をつくり、行政も含めて一緒にやっていこうという流れがあるということも、事前に周知をしてもらって、その中で、じゃあ、うちも進出を考えたいというような企業さんともそこでつながっていこうということで考えております。

併せて、我々もいつも、最近そういった企業さんとの話の中では言ってるのは、御存じのように鳥取県は人口が最小県であります。ということで、様々な課題を抱えていて、この課題は全国共通のもので、なので全国最小県の鳥取市でモデルをつくって、それを成功事例として横展開してもらいたいというようなことも、話の中で言いながら、熱量とあと、具体的な施設整備とか具体的なものを含めて、今、誘致活動を行っているところであります。以上です。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 問題はそういった企業に進出をしてもらおうっていうのは大歓迎なんだけど、ある程度地元雇用ということも意識した中での取組と理解していいですね。

◆石田憲太郎委員長 福山次長。

○福山博俊次長兼企業立地・支援課長 企業立地・支援課、福山です。これについては、基本的には製造業の誘致と同じで、基本的には地元の方を採用するという取組です。ですから、先ほど言いましたようにリモート勤務とかで、東京の会社なんだけど、地元で何人かIT人材を育成した人たちをそこの鳥取オフィスに置いて、それで、一応その会社の支店というか、支社というか、そういう形を想定していますので、基本的には、例えば一番総括な方っていうのは外から来るんかもしれませんが、基本的には地元雇用ということを前提としています。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 3回ぐらい読んできたんですけども、若手経営者の方から話聞いていただいたり、すごくいい内容だなと思うんですけど、その上で3点、ちょっと1点ずつ質問したいと思います。今、こういった施設、全国かなり増えてるかなと、金融機関がこういうのをつくってたり、民間がつくってたり、あと、行政がつくってたりというのがいろいろあると思うんですけど、これ、他自治体も同様の施設がたくさんある中で、先ほどの答えの最後の辺りになると思うんですけど、鳥取市を選ぶ理由、同じような施設が全国にある中で、この計画でこの施設だけじゃなくってスキーム全体っていうのもあると思うんですけど、そこも含めて、このビルに企業が入居する、鳥取市を選ぶ理由を改めて教えてください。

◆石田憲太郎委員長 福山次長。

○福山博俊次長兼企業立地・支援課長 企業立地・支援課、福山です。今の御質問ですけれども、先ほども少しお話ししましたが、我々としても実際に誘致を働きかける中で、まず1つは課題の部分ですね、課題の部分で逆に人口最小県というところを逆にアピールポイントにして、まずこの鳥取でモデルをつくりませんかというような働きかけをしております。それがまず1つ。ですから、その中で単なる支店をつくらせてくださいとか、支社をつくらせてくださいじゃあなくて、我々としてはやはり一緒にまちづくりをやってもらえませんかという働きかけをやっていきます。ですから、当然、熱量も具体的な受け皿も必要ですし、やっぱり何と言っても熱量が必要になるのかなと。

それと併せて実は、誘致に関しては現在、非常に鳥取県と非常に連携を密にしまして、実はこのプランの策定、先ほど言いました。それからこの拠点の整備、これに関しても基本的には県市で連携してやる予定にしております。それで、その中で先ほどありました、実際に企業さんとのやり取りの中にも必ず県と市がセットで対応するようにしていますので、企業さん側からよく聞かれるのは、こうやって県と市と一緒に熱量を持ってきてくれるというのは非常に珍しいですねというのはよく言われます。いや、これが普通じゃあないですかねって、よう言ってるんですけども、そういったことで今はやっぱり土地があるとか、補助金があるとか、施設があるとか、やっぱりそれだけではなくて、来てもらったときにどういう体制で我々も一緒にサポートできるのか、一緒にやれるのかということも含めて、アピールする中で、じゃあ鳥取市に出ましようかというようなところに持っていきたいというふうに行っているところです。以上です。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 続いてちょっと2点目なんですけども、視察でもたくさんこのビジネス拠点到ちよつと行かしてもらって、あと、プライドベートでも昔から結構コワーキングだったり、シェアオフィスみたいないろんなところ使っているんですけど、結局、施設よりも最終的にこのやっぱり統括マネージャーが全てじゃあないかなと思っていて、何か今の段階でこの統括マネージャーのイメージだったりがあれば教えてください。

◆石田憲太郎委員長 福山次長。

○福山博俊次長兼企業立地・支援課長 ただいまの質問にお答えします。基本的に今のあくまで構想ですが、こういった拠点施設ができたときには、今お話があったように、いわゆるコミュニティマネージャーというか、そういったスタッフがいて、そのサポートがいてっていうようなことをイメージします。このコミュニティマネージャーというのはよそを見られておられますんで、多分イメージが湧くと思うんですが、基本的にはハブとなる人です。この人がものすごい専門知識を持ってる必要はなくて、やはりそこにみんなが来やすいかどうか、来ているんな話ができるかどうか、そしてその人がいろんな人につなげれるかどうか、創業だったらこういう先輩がいるよとか、金融機関だったらあそこに行ったらとか、そういったさばきができる、交通整理ができる、そういったスタッフを中心に金融機関なり、行政なり、あるいは地元企業なり、誘致企業なりと一緒にやっていくようなイメージで考えているところです。以上で

す。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 私ここの統括マネージャーだとか、コミュニティマネージャーがすごく大切に、ここにだったら幾ら払ってもいいぐらいだと思っているんですけども、ただ、今の段階では、ちょっと具体的にこの方みたいなのは、まだちょっと具体的にはない感じでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 福山次長。

○福山博俊次長兼企業立地・支援課長 お答えします。先ほど少し言いましたが、基本的には官民連携の運営体制を考えております。その官民連携というのがどういう形になるのかというのは、まだ、これから関係者の皆さんと十分ちょっと協議をしていかなきゃいけないんですが、委託なのか、補助なのか、あるいは完全に共同で持ち合いでやるのかとか、そういったことはありますが、いずれにしても、おっしゃられるようにキーになるのは誰が中心で回していくのかってところですので、そういったところは今後、十分相談しながら、一番これがいいんじゃないかと言われる部分を導き出していきたいと思っているところです。以上です。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 最後になります。これ全体、この資料を見た感じと、なるべく鳥取市へのスタートアップ支援とか、いろんな会議とか、ミーティングなるべく出るようにしてきたんですけど、何かやっぱり女性の姿が見えないなっていうのはすごく思っていて、何となく今、この感じもすごく男くさい感じになりそうだなっていうんで、やっぱり地方の課題でやっぱり女性が働ける企業が特にないか、働きたいと思える企業がないっていうところ結構大きいと思うんですけど、それって、特にちょっとあえて言うのもあれですけど、鳥取市の経済観光部は特にかなり男性職強いと思っていて、実は職員課からデータ出してもらっても、物理的にもう長年ずっと男性職がほかの課に比べて強いなっていうあれなんですけど、あえて意識してでも、その視点入れていかなきゃいけないと思うんですけども、性別関係なくここに入ってきてやすくするような工夫みたいのを今、考えていますでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 福山次長。

○福山博俊次長兼企業立地・支援課長 お答えします。今のお話、非常に重要だと思っていて、要は女性が入りやすいというか、行きやすいっていう場所にするには、やはりスタッフというか、こちらのほうがやっぱり女性を多くしないと、なかなかやっぱり敷居が高いというか、入りづらい施設になってしまうということで、特に、創業支援の関係などで考えているのは、実際に、既にもう起業創業して頑張っておられる方々、女性の経営者の方々おられますし、創業した方だけでなく、企業の中でもかなり上のほうで頑張っておられる女性の職員さんもおられますので、そういった方々にどんどんここに関わっていただけるような仕組みをつくっていききたいなと。

ですので、先ほど少し言いましたが、女性で何か私なんか創業、お店やってみたいんですけどこの話のときに、じゃあ、先輩でこういう人がいるからとか、そこをすぐつないでいけるとか、あるいは実際に、既に起業しておられる方々に実際に入ってもらって、じゃあ、どういう形でいけば若者がどんどん来やすいかなとか、そういったこともいろいろ考えていききたいなと思っ

ていますんで、最終的にはやはり箱もですけど、やはり中身が大事かなというふうに思っているところです。以上です。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 やっぱり僕、ロールモデルが全てだと思っているので、スタートアップにしても、あと、企業の管理職にしてもやっぱりとにかくその姿が常に見えるとか、相談しやすいとか、何かワンクッション挟まないとそこにいけないとかっていうのじゃなくて、その格好いい姿が見えるとか、意外とハードル低いんだなっていう、何かそういう仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 私も一般質問で若者、女性に選ばれるということで質問したわけですが、この経過策定の中で、学生・若手経営者ヒアリングでこの鳥大、環境大学の就職担当や学生・若手経営者のヒアリングと、これでこのプランが実のあるものだというのを、こういうバックデータみたいなことで、そういう感覚を受けられということによろしいですか。

◆石田憲太郎委員長 福山次長。

○福山博俊次長兼企業立地・支援課長 お答えします。今の御質問ですけれども、先ほど言いましたプランの案の中でも具体的にその部分でいきますと、8ページの調査②地元大学生就職状況のまとめであるとか、9ページの調査③地元経営者というところであるとか、そういったところが先ほどありましたヒアリングなり行ったところの、その中で得られたような情報を記載をしておるところですが、やはりこういった調査をする中で分かってきたのは、大学生もやっぱりみんながみんな起業創業をしたいっていうわけではないっていうのはもうそのとおりで、やはり安定した仕事につきたいなという子もいましたし、あるいは1人、環境大学の子でいましたのは、台湾の子が来ていて、4年生だったんですけど、それで、日本で働きたいと、日本で働きたいんだけど、なかなか鳥取では働きたい企業がないということで、基本的には県外で探していますというようなこともありました。

ただ、その中でも8人のうち、2人ぐらいは私も高校生ときから何か自分でできればって思っていましたとか、あるいはやろうというときに相談できる場所とかあればというふうな話もありました。なので、全てが、みんなが起業したいって思っておるわけではないんですけども、そういう起業したい子に対してサポートできる体制、それから先ほどありました、そうは言ってもある程度安定して、自分のやりたい仕事ができるようなところ、あるいは賃金、労働条件がいいところに行きたい、そういう子に対してもやはりこのプランの中で、じゃあ、地元でそういった企業をつくっていかうよとか、あるいは県外から来てもらって、そういう企業を鳥取につくっていかうよとかいう話も我々の中では固まってきたかなという、そういうことをしなきゃいけないんだなという話。

それから地元経営者さん、例えばアクシスの坂本社長とか、そういった若手の方と話をする中で、やはり若手経営者もやっぱり成長したいって思っておる経営者も何人かおられて、実際に今、坂本社長中心に若手経営者で塾みたいなのをやったりとか、そういったことも取組っております。ですから、そういう成長して、地元企業もどんどん成長してもらって、そこに

若者も入ってもら。そういったことも大事なんだなということも我々の中でしっかり情報として、やっぱりこれをやらなきゃいけないというのは、手応えとしてはあったかなと思っております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆石田憲太郎委員長 それではないようであります。それでは文教経済委員会を一旦休憩とし、予算審査特別委員会文教経済分科会に切替えをしたいと思います

予算審査特別委員会文教経済分科会に切り替え 午前 11 時 0 分 休憩

文教経済委員会に切り替え 午後 1 時 27 分 再開

◆石田憲太郎委員長 全員おそろいのようにありますので、多少時間より早いですけども、文教経済委員会を再開いたします。

初めに午前中の文教経済委員会の長坂委員の資料ですね、執行部のほうから提出ありましたので配布させていただきました。御確認お願いいたします。

【農林水産部・農業委員会】

◆石田憲太郎委員長 それでは農林水産部・農業委員会の審査に入りたいと思います。初めに坂本部長に御挨拶をいただきたいと思います。坂本部長。

○坂本武夫農林水産部長 委員の皆様お疲れさまでございます。農林水産部長の坂本でございます。長丁場の 2 月議会も終盤にかかってまいりました。本日は文教経済委員会ということで議案といたしまして 3 月 6 日に追加提案させていただきました議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算、主なものといいますか、農林水産部の所管に属する部分といたしましては林道災害復旧工事の繰越しに関わるものでございます。

また、議案第 73 号といたしまして業務委託契約の締結ということで、鳥取クレイ射撃場の鉛弾による汚染土壌の除去を行うことに伴います業務委託の契約に関するものでございます。市民の安全な生活を守るための事業でございます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。また、報告案件といたしまして、今年度末をめどに策定作業を進めてまいりました地域計画につきまして、進捗の状況について御報告をさせていただくものでございます。

さらに予算審査特別委員会文教経済分科会におきましては、前回分科会 2 月 26 日でしたけども、御説明を申し上げました議案第 11 号令和 7 年度鳥取市一般会計予算の農林水産部・農業委員会の所管に属する部分について御審議をいただくものでございます。3 月 7 日の予算審査特別委員会では多くの質疑もいただいております。御審議のほど、よろしくお願いするものでございます。私からは以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 御挨拶いただきました。

議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）について（説明・質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 それでは追加提案分の議案審査を行います。まず、議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。執行部より説明をお願いします。山田課長。

○山田泰弘林務水産課長 林務水産課山田です。そうしましたら説明させていただきます。資料 4 のほうですね、の 3 ページを御覧いただけたらと思います。補助災害復旧費、単独災害復旧費の繰越明許費について説明させていただきます。本年、林道鳥取中央線の災害復旧工事を実施しているところではありますが、この 2 月の積雪によりまして不測の日数を要し年度内完了が困難になったために繰越しをお願いするものです。小計欄を御覧ください。括弧書きが変更前の額となっております。繰越明許費は変更前が 4 億 1,471 万 1,000 円に對しまして、今回繰越し分 4,460 万 8,000 円、変更後は 4 億 5,931 万 9,000 円となります。以上です。

◆石田憲太郎委員長 御説明いただきました。それでは本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか。よろしいですか。それでは以上で質疑を終結します。それでは討論に入ります。討論はありませんか。それではなしと認め討論を終結します。これより議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 73 号業務委託契約の締結について（説明・質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 では、次に議案第 73 号業務委託契約の締結についてを議題とします。執行部より説明をお願いします。増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。よろしくお願ひいたします。そうしますと、議案第 73 号業務委託契約の締結についてを御説明させていただきます。付議案は令和 7 年 3 月 6 日提出の追加提案分の議案第 73 号が 11 ページとなっております。2 月補正の予算等説明資料の 4 に基づきまして説明させていただきます。4 ページを御覧ください。また、参考といたしまして 5 ページには、今定例会の本議案に関します議案等説明調書のほうを掲載しております。それでは今回の覚寺地内にあります農政企画課所管の鳥取クレー射撃場のこれまでの成果や取組内容につきましては、昭和 60 年にわかとり国体の射撃場として設置されました旧射撃場を、野生鳥獣対策を担う銃猟者を養成することを目的といたしまして再整備を行い、平成 28 年 9 月に再開したものでございます。

その再整備に当たりまして、平成 26 年 11 月でございますけれども、地元の覚寺地区と旧射撃場の鉛弾によります汚染土壌を除去処分し環境改善を行い、周辺山林及び近隣住居や農地への健康被害リスクを排除するため、山林でありますとか、近接するため池に蓄積いたしました鉛弾の除去を行うことを条件として覚書を締結しているところでございます。平成 28 年度に行いました土壌調査では、今回鉛の除去を行います山林部分の土壌から最大含有量 6,400 ミリグ

ラムが確認されたところでございます。鉛に関する環境基準といたしましては、鉛及び化合物については土壌含有量で 1 キログラム当たり 150 ミリグラム以下ということで示されるところでございます。

鉛弾に含まれます鉛でございますが、土壌や水底の泥ですね、あと、水中に堆積いたしまして生物の体内への蓄積性を有しておりまして、人体への蓄積による鉛の中毒症状といたしましては食欲不振でありますとか、貧血、尿量の減少、腕や足の筋肉虚弱、また、けいれんや昏睡といった鉛脳症などの健康被害が知られておるところでございます。

汚染土壌の除去に係ります取組といたしましては、先ほど申し上げた覚書に基づきまして、平成 27 年度の射撃場の再整備の際に、現射撃場施設の敷地部分、今、4 ページの地図でいきますと緑色の部分でございますけれども、旧施設の平地部分でありますとか、のり面部分と、こちらの鉛弾による汚染土壌を、除去処分を実施するとともに、施設の敷地外に鉛弾が飛散しないよう防弾ネット及びのり面の整備を図ったところでございます。また、令和 2 年度、3 年度におきましては射撃場直下のため池、切立池という池でございますけれども、地図上でいきますと水色のところになります。こちらのほうの鉛汚染汚泥の除去を実施しておるところでございます。

その後、令和 5 年度に、山林部分の鉛弾除去方法につきまして地元等と調査、協議を行った結果、令和 6 年度から令和 30 年度にかけまして 25 年間ということでございますけれども、本事業、それで、地図でいきますと上の地図になるんですけども、上の地図の赤色の部分でございます。こちらのほうを除去することに取り組むということで、こちらの対象面積といたしましては 3.2 ヘクタールございまして、こちらのほうの赤色の部分が表土 50 センチを除去処分しよう。土量にいたしまして 1 万 6,107 立方メートルに取り組む計画といたしまして、昨年 2 月の定例会におきまして、令和 6 年度当初予算の債務負担行為といたしまして射撃場管理運営費の期間は令和 7 年度から令和 30 年度までということで、限度額は 13 億 7,989 万 8,000 円として承認をいただいたところでございます。

その債務負担の承認に当たりまして、予算審査特別委員会文教経済分科会報告におきまして、本事業及び債務負担行為について、期間にして 25 年、令和 6 年度当初予算額及び債務負担限度額を合計して約 14 億以上の上限とする単独市費による大きな事業であり、各年度で事業内容や事業費を精査して慎重に取り組むことを求めると御意見をいただいたところでございます。そのため、本事業の実施に当たりまして土壌汚染対策法に関します関係機関及び処理事業者等との調整を行いまして、処理施設の当初予定しておりました松江市から滋賀県の大津市への変更及び仮置きを取りやめまして、土壌を掘削、撤去後には処理施設のほうへ直接搬出処分することとしたところでございます。

また、処理施設の変更によりまして、処理内容も埋立て処理から浄化処理による再利用が可能となる処理方法となりまして、運搬距離は延長になったものの処理費用は抑えられることとなりまして、全体的な事業費は約 4 億 5,000 万円の減額となりまして、実施期間も 9 年間短縮することといたしておるところでございます。初年度の令和 6 年度につきましては、単年度事業予算といたしまして、3,751 万 8,000 円のうち、山林を所有する覚寺生産森林組合に射撃場管

理運営費の鳥取クレ射撃場周辺山林部分汚染土壌撤去及び処理業務ということで、事業費にいたしまして 3,641 万 8,747 円でございますけれども、面積部分でいきますと①の部分の 0.5 ヘクタールの部分ということで、こちらのほうの随意契約を行いまして事業を進めておりまして、適正工期を確保するために、次年度繰越しをさせていただいたところでございます。

このたび、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に従いまして、議会の議決に付すべき契約ということで、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負というところでございますけれども、といたしまして本年 2 月 21 日に覚寺生産森林組合と仮契約を行っております鳥取クレ射撃場周辺山林部分汚染土壌撤去、処分及び植林業務につきまして、契約金額は 9 億 3,719 万 230 円でございますけれども、契約期間につきましては、令和 7 年度から令和 21 年度までの 15 年間ということで、業務委託契約の本契約の締結の承認を得ようとしていただいております。

今後でございますけれども、この事業の実施に当たりまして、処理方法の見直し等によりまして事業内容でありますとか、事業費が変更となる場合につきましては、受託者と協議の上、必要に応じて変更契約を結んで対応してまいりたいと考えております。全体的な事業の内容としましてですが、射撃場周辺の山林の汚染された除去対象区域 3.2 ヘクタールの表土 50 センチと、土量が 1 万 6,107 立方メートルを除去、処分することといたしまして、対象区域を上、昨年の 2 月に説明させていただいたところでいきますと①から⑨ということで示させていただいておりますけれども、こちらのほうを、①の部分でいきますとブロックということになるんですけれども、1 ブロック当たり 3 年間ということで取り組む予定としておりましたけれども、変更後ということで下に示しておりますけれども、①から⑥ということで進めさせていただきたいと考えております。

ブロック 1 の場合でございますけれども、令和 6 年度でございますけれども、1 年目ということで 0.5 ヘクタールの樹木等を伐採して土壌を掘削・撤去・搬出・処分を行うこととしております。また、2 年目 3 年目ということで、令和 7 年度、8 年度でございますけれども、撤去済みの汚染土壌を処分場へ搬出して処分いたしまして、3 年度目に造林を行うこととしたいと考えてございます。その工程をブロックの②から⑤まで、こちらのほうが大体 0.6 ヘクタールから 0.7 ヘクタールでございますけれども、繰り返した後に最終年度 21 年度でございますけれども、こちらのほうは 0.2 ヘクタールでございますけれども、こちらのほうの樹木伐採から汚染土壌の処分までをまとめて行う予定としておるところでございます。

また、その後の予定といたしましては、本事業の完了に合わせまして令和 21 年度までに対象区域、今回行うのは赤色の部分でございますけれども、この赤い色の周辺の黄色い部分の土壌汚染の状況を調査いたしまして追加除去の検討をしたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 ただいま御説明をいただきました。それでは本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 増田課長、ちょっと教えてください。9 億 3,179 万、この内訳っていうのは例えば伐採で幾らかかって、掘削で幾らかかり、撤去で幾らかかって、それで処分で幾らかかっ

て、さらには植林で幾らかかるその内訳を教えてください。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。内容としましてですけれども、すみません。伐採と掘削ですね、こちらで、1 年目のとこに示しております伐採・掘削・撤去ですね、こちらまでが一括で整備させていただいておりますけれども、こちらのほうが 1 億 7,428 万円ぐらいというところがございます。それで、場内整備ということでその工事に付随する工事と、要は場内をきれいにするというようなことになりますけれども、こちらのほうが大体 275 万円で、搬出処分というところがあるんですけれども、こちらのほうが 7 億 3,470 万円程度というところがございます。それで、最後の植林といいますか、造林業務ということになるんですけれども、こちらのほうが 2,006 万ぐらいですね、合計額が 9 億 3,179 万円 230 円というところがございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 これね、上段、下段あって、②の事業概要で 1 サイクル 3 年間の工程で 9 サイクルだったら 27 年でないの、何で 25 年だ。下のほうも同じように 1 サイクル 3 年間で 6 サイクルで 16 年、掛け算が違うじゃあないの、何かあるん。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 はい。農政企画課、増田です。上の段につきましては昨年度の 2 月段階のものということになりますけれども、こちらのほう 25 年間、それで、先ほど申し上げましたけれども、上のほうでいきますと①から⑧までにつきまして、1 ブロック 3 年ずつやっていくと、三八、二十四。それで、⑨のブロックにつきましては 1 年間で全部やってしまうということで合計 25 という話になりますし、下のほう、このたびの契約の内容というところがございますけれども、先ほど申し上げた①から⑤につきましては 3 年間ずつで、三五、十五かな。それで、⑥につきましては 1 年間で伐採から植林まで全部やってしまうというところで、それで合計 16 年間ということで予定しております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 はい、長坂委員。

◆長坂則翁委員 じゃあ、鳥取市は 9 億 3,000 万出すんですけども、そのほかの構成市町は幾ら拠出するんですか。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。この事業につきましては単市といいますか、鳥取市の一般財源のみで対応する予定としてございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 でも、クレー射撃場を使用しておるっていうのは東部圏域というか、場合によったら麒麟のまち圏域というか、利用があるんでしょう。そうすると鳥取市単独でっていうのもいかなもんかと思うけど、そこら前からそうだったか。前は何か構成町にも何か若干でも、当初この問題が出たときの話として、負担割合は構成町にもあったと思うんだけど、違いますかね。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。こちらの事業でございますけれども、結局先ほど申し上げたように、有害鳥獣の推進施策としてクレ射撃場を再開したんでございますけれども、先ほど申し上げたように、わかとり国体の際の射撃場、旧射撃場の施設の管理としては鳥取市がずっと管理してございましたので、そちらの旧射撃場が原因ということになりますので、こちらについては鳥取市にのみで対応する予定としております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 いささか疑問だけでも、いや、それでね、これ前からずっと汚染土壌の処分をしてきたが、今に始まったわけじゃない、初めてじゃないわけだ、ずっと。ということはクレ射撃場を使う以上は、将来的にもずっとこの汚染土壌の撤去、あるいは処分という問題というのはずっとこれからも発生するという理解でいいんですか。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。先ほど御説明させていただきましたけれども、クレ射撃場、緑色の部分でございますけれども、こちらのほう再整備を行いました。それで、再整備するに当たりましては、先ほどの若干出てきました 1 市 4 町でありますとか、県とかの補助金についても、国の交付金等も充てているんですけども、それで再整備をしてございます。それで、射撃場部分につきましては、要は再開後につきましては鉛弾が出ないように先ほど申し上げましたように、防弾ネットを張っておりますし、のり面部分につきましてはコンクリートといいますか、モルタルで吹きつけをしておりますし外には出ないという形でございます。それで、場内で集めてそれを業者のほうに引き取ってもらうという作業になるんですけども、そちらのほうにつきましては当然使用者の方からもお金頂きますし、4 町につきましても負担金を求めさせていただきとるところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 覚寺の生産森林組合なんですが、これが委託先ということですが、この組織の概要みたいなことは分かりますか。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。森林組合さんですけども、そもそもこの土地自体を森林組合さんがお持ちで、それを一部個人の土地もあったりはするんですけども、それを借り上げておるといようなことでございます。覚寺の生産森林組合さんにつきましては、山の守りといいますか、ということで伐採とか植林をもととはしていच्छやっいて、山を管理していच्छやったというところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 じゃあ、この伐採は森林組合がして、いわゆる委託先のこの覚寺生産森林組合っていうのが事業主体になるわけ。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。こちらの事業に関しましては先ほど来申し上げておりますけれども、覚寺生産森林組合さんに随意契約をさせていただいて、それで、造林系に、要は伐採とか、植林とかっていう話になると思いますけど、そちらのほうは生産森

林組合さんがされると、それで、土壤汚染対策法に基づく土の処分であるとか、掘削であるとかっていうところについては精通された事業者さんに依頼されるということで伺っております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 植栽って書いてあるけど、何植えるの、今度は。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 植栽されますのはクヌギの木を予定されております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。この文教経済常任委員会で、この今の委員さんの前のときからの、去年からの事業でして、一番僕が 2 から 3 ちょっと確認したいのは、まず、変更今回 14 億もあった、それでそれも皆さんにいろいろ、あのときも委員会で審議してどうだっていう中で安くなったからいいようなもんだって言いたいですけど、この桁違いに 9 億円になったといういきさつをね、何でこうなったかというのをもうちょっと詳しく御説明いただきたいというのがまず 1 点目です。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。変更内容でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、施設の場所が変わりましたということがまず 1 点と、処分方法でございますけれども、すみません。4 ページの資料でいきますと赤字部分が要は上の段から変更になったところで示させていただいております。それで、以前のものと仮置きという作業が間に入っておりました。それで、こちらのほうを法律に照らし合わせてということで整理をさせていただきますと、直接搬出しなければ、要はこの今現在、色が塗られているところが、その土壤汚染対策法上の区域になるんですけども、こちらの区域から持ち出すことはならないということになっておりまして、こちらの区域内で仮置きをすることも検討したんですけども、それよりも直接搬出するほうがいいだろうということで、その作業に係る手間が省けたというところがまず 1 点ございます。

それで、さらに処理方法でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、埋立て処分ということで聞いておったところでございますけれども、大津市のほうに持っていくと浄化処理ということで、処理方法が変えられるということで、こちらのほうにつきましても費用の削減が見込まれたというところでございます。ちなみになんでございますけれども、汚染土壤の除去業務につきましても、以前の積算でいきますと 3 億 4,000 万ぐらいですかね、予定しておったところですけども、こちらが先ほど申し上げましたように 1 億 7,000 万ぐらいになったと、それで、処分費のところでございますけれども、10 億 4,500 万ぐらいを処分費と、搬出と処分と考えておりましたけれども、こちらのほうが 7 億 3,000 万ぐらいに下げれたというところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 そもそもその 14 億をこっちは承認しとるわけですよ、去年。そのときに何

でそういうような処分方法っていうのが選択肢の中になかったのか、今さらなってから、私なんかもその素人ですから専門的なこと分からないんで、14億もいるよっていうことであのときも喧々諤々お話をさせていただいたわけです。それで、今回いろいろと処分も場所も変えました、持っていくのも変えました。何でそのときにできなかったんですか。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。すみません。先ほど緑色の部分と青色の部分の汚染土なり、汚染汚泥を処分しましたということで申し上げさせていただいて、それで、そのときも松江のほうで処分がなされております。それで、基本的には松江で考えていたというのは従前と同じことを検討しておったんですけども、松江の処分場さんが、所有者が変わられて事業が継続できなかったというようなことがございまして、それで、改めて場所を探させていただいて、今回の処分方法になったところでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 坂本部長。

○坂本武夫農林水産部長 農林水産部長坂本です。補足をさせていただきます。先ほどの説明の中にもございました切立池の浚渫、これも鉛除去を目的にやったものでございますけども、このときに行った事業費を基に債務負担行為の見積りをするときには使わせてもらってございました。それで、切立池でございますので、この土壌はかなり高含水率、泥ですね、要はヘドロみたいなものなので、処分にも相当お金を要しますし、運搬にもかなりお金はかかるということであったものが、このたびは山の中の土ということで本来ならもうその時点で分かってないといけなんだんですけども、それをどう処分するか、実際に今年度事業を行うに当たりまして業者と打合せをする中で、リサイクルできる方法があるということを伺いまして、そちらのほう再検討させていただきました。それによりまして汚染土壌の処分費が大幅に減ったことによる減額でございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 部長の御答弁いただいたですけど、何でそれが14億のときに話が検討されなかったかと。あまりにも、14億も莫大な金を使うっていうことに対しての緊張感がないんじゃないかなと私は単純に思います。それで、その委託先が覚寺生産森林組合ということなんですけど、この方に委託するということは、この方が責任持つということでしょう。ですから、この方のこういうところに、莫大な金でもそういう簡単に変えるようなことしかできないようなところに委託していいんですかっていうのがまず1つ。

その中で委託者に対する資格ですね。今、世の中こんだけ産業廃棄物の問題が厳しく、みんな、国なんか規制ちゃんとしとるのに、市のほうが事業主体になって、それで、森林組合さんがその木切ったりどうのこうのというのは、委託とか、作業されるとか、今回のこういう大変大きい変更するのに当たって、その委託先の能力的なもんが大丈夫なのっていうことと、それから資格的に建設業法とか、それから委託先として資格があるのかどうか、それちょっと確認させてください。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。こちらのほうにつきましては、生産

森林組合さんにさせていただいたところでございますけども、こちらにつきましてはもともと、先ほど来申し上げておりますけども、この土地を貸していただいているところであるというところが1点と山林等の管理もしていらっしゃるというところが1点。それで、その土壤汚染対策法上の処分の話にさせていただくんですけども、こちらのほうもそれに精通されました事業者さんと一緒になって取り組まれるというところを確認させていただきまして、随意契約ということにさせていただいたところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 ですから、精通した業者ってどこが精通しとるんですかこれって、私は思いますけどね。ですから、今後また、黄色いところも追加調査するとか、先ほども説明ありましたけども、これが今度、調べた結果、また、何億円も必要ですよとか、それで、債務負担行為では14億だか15億だか枠はありますからとかいう答弁されても、こんだけ何かよく分からんっていったら何ですけど、市民に対して説明が、いや、いいんですよ。地元の方だからそこに委託するとか、そういうことに別に反対しているわけでもないし、ですけども、その辺の管理というか、生産組合の方にその産業廃棄物の問題だとか、そういうことを市のほうがちゃんとチェック機能をやって、どういうふうにされとるとか、どういうふうにしていくというところを教えてください。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。事業の実施に当たりましては、市のほうが責任を取るということで、委託ということでさせていただいているところでございます。それで、事業実施に当たってのお話でございますけども、組合さんでございますけども、組合さんの役員さんとして工事管理ができる方を役員となっていたいただかれておられて、要は事業の管理もきちんとされるということで伺っておりますし、工事業者のほうにつきましても、きちんと対応していただけるということで確認しておるところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。聞けば聞くほど何か不安になるんですわ、正直言いまして。伺っております。それで、それから精通されとる業者です。精通しとる業者っていうのはよかったら、どういう業者でどうなっとなるかというのはちゃんと分かっとなさるですか。

◆石田憲太郎委員長 坂本部長。

○坂本武夫農林水産部長 まず、チェック体制ということで先ほどお話があった件でございますけども、市としても毎年実績であるとか、発注前にはスケジュール、工程調整ですね、そういったものをやりますし、毎年その検査を行って事業がちゃんとできているかどうかというのは確認をさせていただきます。それで、さらに年度ごとに発注というか、事業を始める前には事業費が妥当であるかというのを再度確認をしながら事業進めることとしております。それこそ債務負担行為をさせていただいたときの分科会への意見等も踏まえながら、事業のほうを進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 再々すみません。中山ですけど、建設業法とその産業廃棄物処分資格って

いうのは大丈夫なんですか、この委託業務で。業務委託という、委託先がこうなつとるんですけど、それで市としても問題ないんですかね。

◆石田憲太郎委員長 坂本部長。

○坂本武夫農林水産部長 今年度の事業を行う前に、検査担当部局、それから環境部局ですね、こちらのほうに確認をいたしまして問題ないということで今回の事業させてもらっております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。非常に僕は個人的には不安というか、大変な何億円もの事業がこういうことでいいのかなと、いつも言う議会承認という問題について、ただでさえいろいろ言つとる中で、その精通した業者にちゃんとしてもらつとるいうふうに聞いておりますぐらいな話だったらね、非常に心配でたまりません。ですけど、そういうふうなことを踏まえて、また、来年になったらこれが、9億がまた、10何億になるのか、5億になるのかなんていう話にならんようにやっていただきたいということを念押しして、僕も質問なり意見終わります。

◆石田憲太郎委員長 坂本部長。

○坂本武夫農林水産部長 肝に銘じてそのようにさせていただきます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかありますか。金田委員。

◆金田靖典委員 中山さんがほぼ聞いていただいたんで、要は委託先が覚寺の生産組合ということになっているんですけども、この実績が先ほど部長言われたように、搬出にあるとか、向こうでの処理のマニフェストも含めてそういうことの管理っていうのは市がきちっと責任持ってやるということですよ。

◆石田憲太郎委員長 坂本部長。

○坂本武夫農林水産部長 原則は、実際にやるのは委託先の業者になりますけども、当然その報告は市に上がってきますので、市のほうでもしっかりチェックできる体制を取っております。はい。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 これだけの金額が出ていくんで、当然、市のほうも責任持ってその辺りではきちっとチェックしてほしいと、それから一番何よりも、ほとんど半年ほど前に14億で決めました。半年ほどしたら実はもう4億円要りませんでしたというのが、そもそもこの提案が起こったときに、そこは何でできなかったのかというのが僕らはとっても不思議なわけです。それで、ここに至るまでも何年も経過をして、いよいよもう森林組合のほうがしびれ切らしたというのもおかしいけども、いつまでもなかなか対応してもらえないということの不信感から始まった、たしか動きだったと思うんです。

だから、その辺りではやっぱり、委託先が森林組合なのかもしれませんけども、基本的にはその事業そのものの責任というのは、僕は市にあると思いますので、その辺りでは市が責任持って事業の経過、それから始末も含めてね、これから9年間ですか、続くわけですから、ぜひともそのほうはきちっと市のほうで面倒見ていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。すみません。ありがとうございます。

事業者のお話を若干話をさせていただきたいと、御説明させていただこうかなと思ってでございます。森林組合さんの委託を受けているところということになるのか、委託というか、工事部分を受けていらっしゃるということになるのかと思いますけども、建設業許可も当然持っていていらっしゃいますし、産廃の許可も持っておられます。ただ、このたびの土壤汚染対策法かな、につきましては、産廃事業者じゃないとできないものではない。ただ、土壤汚染対策法で定められておる処分方法はきちんとできるかっていうほうで、許可業者でなくても運ぶという意味合いでいったら、それはできます。

それで、処理事業者のほうのお話をさせていただくんですけども、こちらのほうは土壤汚染対策法に基づいて認可施設で処理することとなっております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 じゃあ、運搬とそれから処理の業者そのものは違うということですね、担当が。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 運搬は結局、土を掘るところからの業者でございますし、それで、それをダンプなりに載せて処理施設まで運ぶと。それで、処理施設については、当然業者さんは違うと、大津市のほうの業者さんということになります。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 岡山中央町でね、PFASの問題が出て、あれ、今、大問題になっているじゃないですか。あれも排出、本当は責任は企業側にあったわけですが、そこは運搬業者なり任したからと。これも運搬業者が運んできたけども、岡山の山中に置きっ放しにしとったということで、ああいう形になったわけですね。だから、その辺りでは鉛ですからね、その辺りではそういうことが二度と起こらないように市のほうも1枚かんでおるわけですから、そういう面で責任ちゃんと持てるように対応しといてくださいね、よろしく願いいたします。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。確認しながら事業を進めさせていただきたいと考えます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 工事汚染度撤去後のモニタリングの考え方はどうなっておりますか。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。取りながらという話になるかとは思いますが、当然全部をとというわけにはいきませんが、何箇所かは当然、検査はしていかなければいけないだろうと考えております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 やはりね、工事着手したら都度都度ね、モニタリングして安全を確認しながらね、鉛が除去されているという事実を確認しながらやってほしいな、そういうことです。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。ありがとうございます。確認しながら進めさせていただきたいと思います。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。汚染土壌の撤去部分という話ではないんですけれども、射撃場の回りにつきましては水質検査を毎年 4 回かな、4 地点でさせていただいておりますので、そこで変化があるようだったら、また、対応は考えたいと考えております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終結します。討論に入ります。討論はありませんか。なしと認め討論を終結します。これより議案第 73 号業務委託契約の締結についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

報告

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定について

◆石田憲太郎委員長 それでは、続きまして報告に入ります。地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定についての御報告をお願いします。増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。そうしますと、その他報告事項といたしまして地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定についてということで説明をさせていただきたいと考えます。資料 4 の 6 ページを御覧ください。地域農業経営基盤強化促進計画であります、いわゆる地域計画でございますけれども、こちらのほうはおおむね 10 年後の地域農業の在り方をまとめた計画書と農地の利用者を地図に表示しました目標地図を地域の農業者の方々との話し合いによって作る計画書でございます。

これまで本市では、農業者の高齢化でありますとか、後継者不足によりまして耕作放棄地が増加しているなど、人と農地の問題を解決するためにアンケート調査でありますとか、話し合いなどを行いまして各地域や集落農業と人と農地に関する将来の方向性を定めました人・農地プランというものを策定して、地域農業の推進に取り組んできたところでございます。令和 5 年 4 月に施行となりました国のほうで農業経営基盤強化促進法の一部改正ということがございまして、人・農地プランというものが変更となりまして、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用を明確化いたします地域計画の策定を令和 7 年度末までにということで、自治体による策定が法定化されたところでございます。

本市におきましても、市街化区域以外の区域につきまして地域計画を定めなければならないということとなりまして、市内全域を 14 地域に分けまして各地域の主だった大規模農業者でありますとか、農業関係者の方に参加していただきまして、おおむね 10 年後の将来の地域農業の在り方でありまして、農地利用の姿を示す計画書及び目標地図ですね、こちらの案をお示しいたしまして、農業者ごとの経営状況でありますとか、現在の課題、あと、将来の農地利用の方針に関する意見交換を行いまして、地域計画の内容を検討していただいたところでござい

す。今年度の取組といたしましては、昨年 11 月の 19 日から 12 月の 20 日にかけて各地域ごとに協議を計 8 回実施いたしました、県でありますとか、J A、農地中間管理機構であります鳥取県農業農村担い手育成機構でありますとか、鳥取市の農業委員会等と関係機関が連携いたしましたして、認定農業者等の農業者でありますとか、農業法人、実行組合などの計 78 名の農業関係者の参加の下、地域農業の現状でありますとか、課題、地域における農業の将来の在り方、あとは農用地の利用に関する目標でありますとか、担い手への農地の集積でありますとか、集約化の方針、あと、農地中間管理機構の活用方法等につきまして意見聴取を行ったところでございます。

その協議の場の内容につきましては、今年の 2 月 3 日より本市のホームページにおきまして公表しておるところでありますし、また、1 月 29 日からは地域計画の案を県や J A などの関係機関に対して意見聴取を行うとともに、2 月 25 日から 3 月 10 日にかけては縦覧を行ったところでございます。その結果を踏まえまして、今月下旬には地域計画を策定して公告する予定としておるところでございます。

この地域計画の策定によりまして、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を進めるということになりますし、経営拡大を希望されます農業者の方に対して農地の集積や集約が進められるということになっておりますし、農業者が取り組まれようとされる国等の補助事業につきましては、それがこの地域計画に載っておることが採択の要件にもなっているところでございます。

地域計画につきましては、今回作成したら終わりというわけではなくて、令和 7 年度以降につきましても地域農業の実態に応じまして毎年見直しを図ってまいるという予定としておるところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 御報告いただきました。それでは委員の皆様から質疑、御意見などございますでしょうか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 担い手への集積の地域ごとの目標みたいなことは出ているんですか。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。地域ごとに計画を作成いたしましたして、それで、農家さんも当然ぶら下がっていらっしゃる、農家さんというか、農業者さんも当然ぶら下がっていただいておりますし、農業者ごとの農地と 10 年後の目標の農地の面積等も載せさせていただいております。また、地域全体のお話になりますけども、その農用地の農地の面積も当然示させていただいておりますし、集積目標も掲げさせていただいておって、集積率のほうも地域ごとに定めておるところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 実は担い手の形態みたいなことは、その地域ごとで明確になっておるわけですね。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。農業者ごとに、公表する部分につきましては個人名が特定されるというようなことがあって、Aとか、Bとか、Cとかということ

で書かせていただいておりますけども、その農家ごとの、例えば認定農業者であるとか、認定農業者じゃないけど農業法人だよ、集落への組織だよというようなことは定めさせていただいているところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 毎年見直して書いてありますけど、私も、この地域計画の調査でアンケートに回答して 10 年は大丈夫だと書いたわけなんです。だけど、10 年先って分かんよね、だから、そういうときに見直しされて、本当に農地が活かされるそういうことがきちっとね、ここに、計画に反映されるということが必要じゃないかなと思って質問したわけです。しっかりこれからですので一つよろしくお願いします。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。先ほど、ありがとうございます。農地につきましては、1 日ごとにどちらかというと農地って動いていきますもんですから、当然それも反映させていただくと。ただ、毎日見直してなかなか厳しいので、一年に最低でも 1 回は必ず見直しをさせていただくということで進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。金田委員。

◆金田靖典委員 以前、農業振興プランというのが令和 2 年、4 年前か、あったのが、これはこれで以前から J A なんかも中心になって人・農地プランっていうのは取り組まれとったようですけども、農業振興プランの第 3 期の動きとはまた、これは別個になるんですか、それともこれに集約されてしまったんですか。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。地域計画につきましては、農地と農業者についての計画というような捉え方で取り組ませていただいております。当然、作物とかについても若干はあるんですけども、基本的には農地というのがベースというか、基となっております。それで、農業振興プランのほうでございますけども、また、後ほど説明になるかもしれませんが、令和 7 年度予算でいきますと、事業別概要の 177 ページの下段でございますね、こちらのほうに新たな農林水産業振興に係る計画策定事業費ということで予算化もさせていただきたいと考えておりますけども、こちらのほうが農業振興プランに、林業でありますとか、水産業も加えたような振興計画を策定させていただきたいということで、7 年度に取組ませていただきたいと考えております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ありがとうございます。分かりました。農地の部分の問題と農業全体の部分はちょっとこれが遅れ遅れになっておるんですけども、国のほうも方針が出たようですんでね、今年度中には作成なんですかね、振興プランのほうは。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 すみません。農政企画課、増田です。地域計画が今年度中の策定で、

農林水産業に関する振興プランにつきましては 7 年度の完成を目指すというところでございます。以上でございます。

◆金田靖典委員 分かりました。ありがとうございました。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。ここの 2 番のところでも地域計画の取組状況で、(1) で令和 5 年度の取組ということで意向調査、農業委員会と農政企画課というふうに 5 年度はやっとんさるわけですけど、これの状況を中間的でも、どんな状況。といいますのが、耕作放棄地が待たなしでどんどん増えておるという状況の中で、そのための地域計画だというふうに思うわけですが、その実態を早急にやりながら、もう進めていかないといけないと。この前、農業委員会事務局長にもお話しちょっとさせていただいて、農政企画課と一緒にやらなきゃいけないというような、今、体制になっているようですので、その点どうでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 増田課長。

○増田泰則農政企画課長 農政企画課、増田でございます。地域計画に関します農業のアンケート調査の結果というところでございますけども、鳥取市の全体的なお話ということで申し上げさせていただきたいと思っておりますけども、一応アンケートにつきましては 8,630 人の農家さんといえますか、農地所有者さんといえますか、にアンケート調査を行いまして、大体 66% ぐらいの方からお返事が返ってきたというところでございます。

それで、農業経営をしている方はそのうちの 4,000 戸ぐらいということで 7 割ぐらいと、そのうち、60 代から 80 代ぐらいまでを合わせると 88% ですかね、ということで約 9 割というところで回答をいただいたところでございます。一応、農業経営の状況を確認いたしますと、兼業農家が 64% ということで 3 分の 2 が兼業農家、3 分の 1 が専業というところでございます。一応、現状維持が、今 10 年後の農地という話になるんですけども、現状維持が 44% ぐらいと、それで、規模縮小が 23% で、辞められたいというのが 30% ぐらいというところでお返事が返ってきておるところでございます。

参考までにでございますけども、後継者がありますよと言われた方は、4 分の 1、26% というところでございます。残りの方は、後継者決まっていないうことですので、農地を貸し出すなりというような流れになろうかなというところでございます。一応以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 ありがとうございました。アンケートを取るのが目的じゃないんでね、戦略を立ててもうすぐやっついていかないと、本当に耕作放棄地が、もう私も一生懸命農業しておられる方が何もやってくれんじゃないかというふうに言われますんで、このアンケートなり計画立てるものいいですし、目的は耕作放棄地をちょっとでも減らすということのためだというふうに私も思っておりますので、皆さんもそのために一生懸命やっついていただいていると思いますんで、よろしくお願いします。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。それでは質疑を終了します。それでは文教経済委員会を一旦休憩とし切り替えます。

予算審査特別委員会文教経済分科会に切り替え 午後 2 時 29 分 休憩

文教経済委員会に切り替え 午後 3 時 24 分 再開

その他

令和 7 年度文教経済委員会視察について

◆石田憲太郎委員長 文教経済委員会を再開します。その他といたしまして、令和 7 年度文教経済委員会視察についてに入ります。本日は視察テーマ、視察先について協議を行います。御意見をお願いいたします。柳委員。

◆柳 大地委員 ごめんなさい。ちょっと農業調べ切れてないんですけど、ちょっと今日、午前中あった拠点みたいな、インキュベーション施設っていうんですか、ああいう自治体がつくったああいう会社が集まるようなところ、さっきざっと見て石川、富山、長野、どこでもあるので、経済のほうでそこ行ってもいいのかなっていうので、もしくは一番のお勧めは、愛知に去年日本で一番でかいあれが出来ているので、ちょっとルートが、加賀からは割と行けるちゃあ行けるあれかなと思うんですけど、名古屋にトヨタとソフトバンクと、あと、国と名古屋が一緒にお金出して造った、サイズが全然違いますけど、それはすごい参考にはなるかなっていうところで。

◆石田憲太郎委員長 今、柳委員のほうから今日の委員会の中でありましたけど、まちなかビジネスコミュニティ関係ですね。コワーキングの加藤紙店さんのビル使ってという、ですよ。

◆柳 大地委員 北陸新幹線沿いのところは大体主要なまちがあったんで、それは移動で合わせてどっか行ってもいいかなと、もしくは下に抜けて、名古屋のファーム。

◆石田憲太郎委員長 今まで出てなかったところで 1 つ今、案がまた出てまいりました。石川、富山の辺りとかにあるっていうような意見もありましたし、当初、出とりましたのが、これもちょっと教育関係のほうで既に、今まで公共交通で富山とか、教育関係のほうで石川、長野とか南砺市とか、あと、景観のほうで立山が云々とかいうようなあちらの方面のほうであったかなとは思ったりはしますけども、旅費はあまり心配されなくても今回、価格改定はしておりますので。事務局、これはテーマ、場所とかもできる限り、絞ったほうがええじゃないか。はい。ちょっと休憩します。

午後 3 時 28 分 休憩

午後 3 時 29 分 再開

◆石田憲太郎委員長 なかなか詳細なところまでここでというのはちょっと難しいかなとは思いますが、先回から出ている意見、また、今日の意見も入れたら信州から北陸のほうがよく出てきているかな、方面的には。そんな感じがしておりますけども、それでテーマ的にもどうなんでしょう。さっき言われたまちなかビジネスのこととか、これも新しいこれから鳥取市取り組んでいく大きな分科会報告にも入れさせてもらってるような中で、視察するテーマとしてはいいのかなとは思ったりはしましたけども、あと、どうかな。教育関係で 1 つ、あと、農業

は地域計画、レタス、いいですか、この辺りはお任せで。あと、方面的には何とか。移動にえらい時間かけて視察時間がなかったちゅうのもえらい寂しいですから、東京まで飛べたら飛んで、それからというような流れでいけたらと思って。

あと、北陸方面が今までいっぱい出てきましたので、その辺りも含めた形でのコース設定で、さっき出てきたテーマを踏まえながら、ちょっと事務局と正副委員長のところできちんと取りあえず案としてつくらせてもらったらいいいですかね。柳委員。

◆柳 大地委員 結果、誰か言ったその方面であれば、石川の加賀が一番お勧めですので。

◆石田憲太郎委員長 じゃあ、その辺りも加味しながら、ちょっと計画をそれで出させていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。ではそういうことで、以上で全ての本日の日程終了しましたので、文教経済委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 32 分 閉会

文教経済委員会・ 予算審査特別委員会 文教経済分科会 日程

日時：令和7年3月12日（水）10：00～

場所：7階 第2委員会室

経済観光部 (10：00～)

----- <文教経済委員会> -----

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第55号 鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎議案（追加提案分）【説明・質疑・討論・採決】

議案第69号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）【所管に属する部分】

◎陳情【質疑・討論・採決】

<新規>

令和7年陳情第3号

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情

◎報告

鳥取市まちなかビジネス・コミュニティ再生プランの策定について

----- <予算審査特別委員会 文教経済分科会> -----

◎議案【質疑】

議案第11号 令和7年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第13号 令和7年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計予算

議案第19号 令和7年度鳥取市温泉事業費特別会計予算

議案第20号 令和7年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計予算

◎分科会長報告の取りまとめ

農林水産部・農業委員会（経済観光部終了後）

----- <文教経済委員会> -----

◎議案（追加提案分）【説明・質疑・討論・採決】

議案第 69 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）【所管に属する部分】

議案第 73 号 業務委託契約の締結について

◎報告

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定について

----- <予算審査特別委員会 文教経済分科会> -----

◎議案【質疑】

議案第 11 号 令和 7 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

◎分科会長報告の取りまとめ

----- <文教経済委員会> -----

その他（農林水産部・農業委員会終了後）

令和 7 年度文教経済委員会視察について